

昭和二十四年厚生省令第三十七号

死体解剖保存法施行規則

死体解剖保存法施行規則を次のように定める。

第一条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号。以下法という。）第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、死亡の事実を証明する書類（第一号書式）及び解剖に関する遺族の承諾書（第二号書式）又は法第七条第二号の規定に該当することを証する証明書（第三号書式）並びに医師及び歯科医師でない者にあつてはその履歴書を添えて、解剖をしようとする地の保健所長に提出しなければならない。

一 住所、氏名及び年齢

二 医師又は歯科医師であるときはその旨

三 解剖を必要とする理由

四 解剖をしようとする場所

五 解剖に関する履歴の詳細（解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数等を明記のこと。）

第二条 削除

第三条 死体解剖保存法施行令（以下「令」という。）第一条第一項の申請書は、第四号書式によるものとする。

2 令第一条第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない解剖に関する経歴を証する書類及び履歴書は、第五号書式及び第五号の二書式によるものとする。

3 令第一条第二項の手数料の額は、九千四百円とする。

第四条 令第三条第三項の手数料の額は、二千九百円とする。

第五条 前二条の規定による手数料を納めるには、手数料の額に相当する収入印紙を申請書にはらなければならない。

第六条 削除

第七条 法第十二条の規定により死体の交付を受けようとする学校長は、死体交付申請書（第六号書式）を当該市町村長に提出しなければならない。

第八条 法第十三条第一項の規定による死体交付証明書は、第七号書式又は第八号書式によるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五年二月一九日厚生省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和九年五月一日厚生省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和九年七月二六日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二九日厚生省令第一一号）

この省令は、昭和五三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一三日厚生省令第二五号）

この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二三日厚生省令第一四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月一九日厚生省令第一〇号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日厚生省令第二五号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月二一日厚生省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年三月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則 （平成三〇年二月二二日厚生労働省令第一四一号）
（施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則 （令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号） 抄
（施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第一号書式

死亡診断書〔又は死体
検案書〕抄

一 住所、氏名、性別及び年齢

二 発病年月日

三 死亡年月日時分

四 死亡の場所

五 死亡の種類

六 直接死因及び間接死因

右の通り証明する。

年 月 日

住 所

医師 氏

名

第二号書式

解剖に関する遺族の承諾書

一 死者の住所及び氏名

二 死亡年月日

三 死亡の場所

上記の死体が死体解剖保存法の規定に基づいて解剖されることに
異存ありません。

年 月 日

住所

死者との続柄

氏

名

第三号書式

遺族の諾否確認不能証明書

一 死亡者の住所及び氏名

二 直接死因及び間接死因

三 死体の解剖を特に必要と認める理由

四 遺族の所在が不明のときはその旨及びその理由

五 遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否の判明するのを待つては、その解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合はその旨及びその理由

右の死体については、遺族の承諾がなくてもその解剖が必要であることを証明する。

年 月 日

住所

主治医師 氏

名

住所

医師(又は
歯科医師)

名

第四号書式

死 体 解 剖 資 格 認 定 申 請 書

住 所

氏 名

年 月 日生

一 医師又は歯科医師であるときは、その免許を受けた年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号

二 主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医の別）

三 主として行おうとする場所

四 罰金以上の刑に処せられたことの有無（あるときはその罪及び刑）

右により資格を申請されたい。

年 月 日

収 入
印 紙

氏 名

厚生労働大臣

殿

（注意） 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

第五号書式

解剖経験証明書

氏名

年
月
日生

一 死体解剖業務に従事した学校若しくは病院又はその他の施設の名称

二 右の施設において解剖業務に従事した年数

三 右期間中に解剖業務に従事した死体件数

右の通り相違ないことを証明する。

年
月
日

大学（病院）
教室（研究室）主任 氏名

右証明する。

年
月
日

大学（病院）長
氏名

第五号の二書式

履歴書

(ふりがな)
氏名
現住所

年
月
日生

一 学歴

年 月 日	学校名、学部名	入 学、 卒 業

二 職歴

自 年 月 日 至 年 月 日	施 設 名	所 属	職 名	備 考

三 解剖歴

施 設 名	その施設一 年間の平均 剖 検 数	自 年 月 日 至 年 月 日	剖 件 数	解剖の種類	指導者氏名

四 指導者の略歴

--

(注意)

1 二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。

「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

2 四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。

第六号書式

解剖用死体（死胎）交付申請書

一 死者の氏名、性別及び年齢（死胎の場合は、父母の氏名、性別及び妊娠月数）

二 死亡の年月日時（死胎の場合は、分、秒、年月日時）

三 解剖の目的

四 埋葬又は火葬の予定場所

右により死体（死胎）を交付されたい。

年 月 日

〇〇医科大学（〇〇大学医学部）長
氏名

市町村長 殿

第七号書式

一	解剖用死体交付証明書（死胎の場合を除く。）
二	死亡者の本籍
三	死亡者の住所
四	死亡者の氏名
五	性別
六	出生年月日
七	直接死因及び間接死因
八	死亡年月日時
九	死亡の場所
十	埋葬又は火葬の予定場所
十一	引渡学校長名
十二	死体解剖保存法第十三条第一項の規定に基づき上記の死体を交付すること
十三	証明する。
十四	年 月 日
十五	市町村長 氏 名 印
十六	「註」 死因が法定伝染病であるときは死因欄中にその旨を附記すること。

第八号書式

解剖用死胎交付証明書

一 父母の本籍

二 父母の住所

三 父母の氏名

四 性別

五 妊娠月数

六 分娩年月日時

七 分娩の場所

八 埋葬又は火葬の予定場所

九 引渡学校長名

死体解剖保存法第十三条第一項の規定に基づき上記の死胎を交付
 することを証明する。

年 月 日

市町村長 氏

名 印